

令和6年 第3回定例会

高山村議会会議録

令和6年9月4日 開会

令和6年9月17日 閉会

高山村議会

令和六年第三回（九月）定例会

令和六年第三回（九月）定例会

令和六年第三回（九月）定例会

令和六年第三回（九月）定例会

令和六年第三回（九月）定例会

高山村議会会誌

高山村議会会誌

高山村議会会誌

高山村議会会誌

高山村議会会誌

令和6年第3回高山村議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月4日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○村長挨拶	3
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○認定第1号～認定第8号の一括上程、説明	5
○報告第4号の上程、説明	8
○報告第5号の上程、説明	9
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○同意第3号の上程、説明、採決	11
○同意第4号の上程、説明、採決	13
○議案第46号の上程、説明	15
○議案第47号の上程、説明	15
○議案第48号の上程、説明	16
○議案第49号の上程、説明	17
○議案第50号～議案第53号の一括上程、説明	18
○散会の宣告	20

第 2 号 (9月5日)

○議事日程	21
○本日の会議に付した事件	21

○出席議員	2 1
○欠席議員	2 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 1
○事務局職員出席者	2 1
○開議の宣告	2 2
○一般質問	2 2
1 番 渡 邊 裕 治 君	2 2
2 番 平 形 玉 緒 君	2 6
6 番 後 藤 明 宏 君	2 8
8 番 後 藤 肇 君	3 0
5 番 飯 塚 武 久 君	3 2
9 番 平 形 富二夫 君	3 4
4 番 松 井 陽 威 君	3 7
○休会について	4 0
○散会の宣告	4 0

第 3 号 (9月17日)

○議事日程	4 3
○本日の会議に付した事件	4 4
○出席議員	4 4
○欠席議員	4 4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 4
○事務局職員出席者	4 4
○開議の宣告	4 5
○高山村選挙管理委員及び同補充員の選挙について	4 5
○議案第 4 6 号の質疑、討論、採決	4 6
○議案第 4 7 号の質疑、討論、採決	4 7
○議案第 4 8 号の質疑、討論、採決	4 8
○議案第 4 9 号の質疑、討論、採決	4 8
○議案第 5 0 号～議案第 5 3 号の質疑、討論、採決	4 9

○認定第1号～認定第8号の質疑、討論、採決……………	57
○委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について……………	73
○議員派遣について……………	73
○閉会の宣告……………	73
○署名議員……………	75

令和 6 年 9 月 4 日（水曜日）

（ 第 1 号 ）

令和6年第3回高山村議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和6年9月4日（水）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1号 令和5年度高山村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2号 令和5年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3号 令和5年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4号 令和5年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5号 令和5年度高山村土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 6号 令和5年度高山村農業用水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 7号 令和5年度高山村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 8号 令和5年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 報告第 4号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第12 報告第 5号 株式会社たかやま振興公社の経営状況について
- 日程第13 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度高山村簡易水道事業会計補正予算（第1号））
- 日程第14 同意第 3号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 同意第 4号 高山村教育委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第46号 高山村印鑑条例の一部改正について
- 日程第17 議案第47号 高山村税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第48号 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

- 日程第19 議案第49号 高山村国民健康保険条例の一部改正について
日程第20 議案第50号 令和6年度高山村一般会計補正予算（第3号）
日程第21 議案第51号 令和6年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第22 議案第52号 令和6年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第23 議案第53号 令和6年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（10名）

1番	渡邊裕治君	2番	平形玉緒君
3番	唐澤徳治君	4番	松井陽威君
5番	飯塚武久君	6番	後藤明宏君
7番	佐藤晴夫君	8番	後藤肇君
9番	平形富二夫君	10番	山口英司君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	代表監査委員	関令二郎君
総務課長	後藤好君	会計管理者兼 税務会計課長	本間尚也君
住民課長	都筑喜久雄君	保健みらい 課長	金井等君
農林課長	平形英俊君	建設課長	割田信一君
地域振興課長	林隆文君	教育課長	飯塚優一郎君

事務局職員出席者

議会事務局長 小池正浩 書記 林大生

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（山口英司君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから、令和6年第3回高山村議会定例会を開会します。

◎村長挨拶

○議長（山口英司君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 令和6年第3回高山村議会定例会の開会に当たり議会招集の挨拶を申し上げます。

公私ともご多用のところ議員全員のご出席を賜り、ここに高山村議会定例会が開催されますことに心より感謝申し上げます。

暑かった夏も峠を越え、実りの秋を迎える時節となりました。群馬県が発表している作況指数調査によりますと、本年の水稻は高温で推移したため、藻類やガスの発生が多く、下葉の枯れが例年よりも多いとされておりましたが、作況指数は平年並みとのことであります。多くの、また、良質の高山村産米が収穫されることを期待しておるところでございます。

また、九州から東海地方の太平洋沿岸に甚大な被害をもたらした台風10号では、高山村でも大きな被害が発生するのではないかと心配しておりましたけれども、急激にその勢力を弱め、大きな被害もなく一安心しているところでございます。

さて、高山村では、令和4年のスーパー撤退に始まり、ガソリンスタンド、デイサービスセンターと民間企業の撤退表明が続いております。いずれも業績悪化ということでございますが、村といたしましても議員各位と協議をさせていただいた上でしかるべき対応を講じなければなりません。

ガソリンスタンドについては、村民アンケートを実施いたしました。簡易な設問ではありましたが903件、79.3%の回収率で、結果としては「巨額投資をして運営継続は必要ですか」という問いに対しまして、必要268、必要でない399、分からない231となりました。

また、「運営を継続した場合、給油所は変わりますか」という問いに対しまして、「高山給油所を利用する」と回答した人は全体の約26%にとどまる結果となりました。

これらを総合的に勘案し、ガソリンスタンドの撤退については静観することといたしました。その後の状況を注視し、必要であれば対応してまいりたいと考えております。

もう一つが、デイサービスセンターでございますが、こちらについては、高山村社会福祉協議会で運営を引き継いでいただけることになりました。

そのほかにも、老朽化した庁舎の整備やカーボンニュートラル事業の推進等々、幾つかの課題を抱えているわけではありますが、いずれにいたしましても「笑顔で輝く高山村」を目指し、村民皆様の理解を得ながら村政の運営をしてまいりたいと考えております。議員各位におかれましても特段のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、本定例会への提出議案等ではありますが、決算認定が8件、報告が2件、承認が1件、同意が2件、議案が8件となっております。ご審議いただきますようお願い申し上げ、議会招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣言

○議長（山口英司君） これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山口英司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、後藤明宏議員及び7番、佐藤晴夫議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（山口英司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの14日間としたいと思いを。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月17日までの14日間と決定しました。

◎認定第1号～認定第8号の一括上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第3、認定第1号 令和5年度高山村一般会計歳入歳出決算認定
についてから日程第10、認定第8号 令和5年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入
歳出決算認定についてまでの8議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 認定第1号から認定第8号まで、一括して説明を申し上げます。

去る7月25日、令和5年度の一般会計及び7特別会計の決算書が会計管理者より提出され
ました。これを監査委員の審査に付し、その意見書を添えて議会の認定に付するものでござ
います。

決算年度であります令和5年度の出来事を振り返ってみますと、ロシアによるウクライナ
侵攻は収まる気配を見せないまま2年を超え長期戦となり、10月にはイスラエル軍とガザ地
区のハマスとの武力衝突が勃発し、こちらも解決のめどが立っていないようでございます。

日本では、新年早々に能登半島沖地震が発生し、多くの被災者を出すこととなりました。
ここにお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願うものでございます。

これと日を同じくして高山村では鳥インフルエンザが発生、約32万羽を処分することとな
りましたが、多くの関係各位のご協力をいただき早期に終息することができました。改めて
感謝を申し上げる次第でございます。

暗い話題の多い中ではありましたが、2月には「オーガニックビレッジ宣言」を行いました
た。高山村の農業を支えてきた方々の高齢化により、経営規模の縮小や、遊休農地が目立つ
ようになり、里山の景観保持も難しくなりつつあります。

その一方で、農業に興味を持つ方や就農希望者が増えており、特に有機農業をやってみたいという方が多くなっております。生産から加工・流通、そして消費までと、一貫した取組を通して有機農業の拡大を目指してまいりたいと考えております。

また、現在の高山村の重要課題であります人口減少対策、脱炭素化への取組、さらには役場庁舎、ふれあいプラザなどの老朽化が進む公共施設やインフラ施設の整備を進めていかなければならず、多額の支出が見込まれます。

厳しい財政事情が予想されるわけではありませんが、村民誰もが高山村に住んでいてよかったという実感ができる暮らしを持続可能な形で支えていくことが、行政を担う私たちの使命であると考えております。引き続き堅実な財政運営を肝に銘じつつ村政を進めてまいり所存でございます。

さて、本定例会に認定を求める令和5年度の決算概要でございますが、一般会計及び7特別会計の決算総額は、歳入44億830万2,000円、歳出41億6,498万9,000円となりました。

このうち、一般会計の歳出29億4,278万1,000円で、昨年度決算と比較すると1億1,749万5,000円の減となっております。新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2類相当から5類へと変更され、関係経費が削減されたことが主な要因となっております。その他決算の詳細内容については、ご審議いただく中で職員より逐次ご説明申し上げます。

最後に、本決算に対する監査委員の意見を真摯に受け止め、限りある財源の中で必要な施策・事業等を精査し、計画的かつ効率的な行財政運営を心がけてまいりたいと思います。ご承認くださるようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） ここで、監査委員より令和5年度高山村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の報告を求めます。

関令二郎代表監査委員、お願いします。

〔代表監査委員 関 令二郎君登壇〕

○代表監査委員（関 令二郎君） 議長より許可がありましたので、令和5年度高山村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の概要について報告させていただきます。

なお、詳細については、配付されております決算審査意見書をご覧くださいようお願いします。

審査に付されました令和5年度高山村一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して正確に作成されているかどうかを主眼として審査を行いました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書及び調書類は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められ、予算の執行及び関連する事務処理は適切に行われているものと認められました。

村全体の純計決算額は歳入で41億2,959万円、歳出で38億8,627万7,000円で、前年度と比較すると、歳入は1億3,735万円、率にして3.2%、歳出は1億7,176万8,000円、率にして4.2%それぞれ減少しています。

財政の分析指標を見ると、財政力指数は0.29と前年度から0.02ポイント悪化し、依然として低い水準となっており、群馬県内の35市町村中30番目の財政力指数となっています。

経常収支比率は87.2%と、前年度から0.7ポイント改善していますが、依然として財政構造の弾力性に欠けると思われる比率となっており、村税収入の確保と経常経費の節減が必要と思われます。

実質公債費比率は7.8%と前年度から0.1ポイント増加したものの、健全な財政状況にあると認められます。財政の構造を見ると、自主財源は27.6%で、前年度から1.9ポイント減少していますが、これは村税や繰越金が減少したことと、地方交付税の増額が大きな要因と考えられます。

収入未済額は、総額で6,682万円と、前年度より1,263万3,000円、率にして23.3%の増加となりました。これは、国民健康保険税や介護保険料で減少しましたが、一般会計の村民税、固定資産税、村営住宅使用料で増加したほか、地方公営企業法の一部適用により、3月末日での打ち切り決算となった影響などで、簡易水道事業と水をきれいにする事業で約1,200万円の大規模な増加となりました。なお、簡易水道事業と水をきれいにする事業の5月末の時点における収入未済額を前年度決算額と比較すると、約12万円の増加となります。

収入未済額が特に大きく増えているのは、一般会計の村民税と固定資産税で、ここ数年増加傾向にあるので、税収入の確保と税負担の公平性の観点からもより効率的かつ有効な徴収方法を模索する必要があると思われます。

人口減少や、少子高齢化、耐震性能が低い役場庁舎の対応など、今後厳しい行財政運営を強いられることは明らかであります。限りある財源の中で将来にわたり持続的、安定的な行財政運営及び村民福祉の向上を図るためにも現行事業の必要性や効果を精査し、効果的な事業を計画的に執行することが必須であると考えます。

最後になりますが、今後とも村民福祉向上のため、持続的、安定的な村の発展にご尽力いただきますことをお願いいたしまして、決算審査意見書の報告とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 大変ご苦労さまでした。

本件については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎報告第4号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第11、報告第4号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 報告第4号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を添えて議会に報告するものであります。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率では、実質公債費比率のみが7.8%と算定されました。令和4年度と比較すると0.1ポイントの増加となりました。

単年度の比率は令和3年度が7.6%、令和4年度が8%、令和5年度が7.8%となっておりますが、この数値は3か年の平均を取ることとされているため、増加となったものでございます。

次に、令和5年度決算に基づく資金不足比率では、対象となる特別会計全てで資金不足比率は算定されませんでした。

以上、報告を申し上げ、説明といたします。

○議長（山口英司君） ここで、監査委員より令和5年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書の報告を求めます。

関令二郎代表監査委員、お願いします。

〔代表監査委員 関 令二郎君登壇〕

○代表監査委員（関 令二郎君） 議長より許可がありましたので、令和5年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書の報告を行います。

なお、詳細については配付されております健全化審査意見書をご覧くださいますようお願いいたします。

審査に付されました健全化判断比率、資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を行いました。

審査の結果、いずれも適正に作成されており、財政、経営ともに健全で良好な状態であると認められました。

以上で報告を終わります。

○議長（山口英司君） 大変ご苦勞さまでした。

以上で報告第4号を終わります。

◎報告第5号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第12、報告第5号 株式会社たかやま振興公社の経営状況についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 株式会社たかやま振興公社の経営状況について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により株式会社たかやま振興公社の令和5年度における経営状況につきましては、議案書別紙にございます第三セクター経営状況報告書のおおりの内容となっております。なお、令和5年度におきましては昨年に引き続き、当期純損益では773万7,000円の赤字決算となりました。

さて、2019年2月に中国の武漢で発症した新型コロナウイルス感染症は、この影響により宿泊や飲食等の他面サービス業を中心に企業の財務状況が悪化し、倒産を余儀なくされた企業が多くありました。本村の観光施設においては、コロナ禍以前までは経営状態も黒字で推移しておりましたが、これを機に業績が悪化し、債務超過に陥ることとなりました。また、物価高騰のあおりを受け、5期連続の赤字経営となったことは大変遺憾に思うところでございます。

令和5年度におきましては、お手元の資料にありますように773万7,000円の債務超過と

なったことから、報告書に併せて第三セクター等経営健全化方針を作成し、早期の債務超過解消を目指すための抜本的改革を含む経営の健全化方針を定めたものでございます。

村の出資が50%以上（実質100%）の法人であることから、経営の効率化、健全化と地域活性化等に資する有意義な活用の両立に今後とも強力に取り組んでまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、引き続き指定管理施設の運営に対するご意見、ご指導を賜りますようお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 以上で報告第5号を終わります。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第13、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度高山村簡易水道事業会計補正予算（第1号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについての説明を申し上げます。

本件につきましては、簡易水道事業において原第1水源取水ポンプが6月の中旬に故障したことにより、早急に交換工事を行う必要があるため、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条1項の規定に基づき、その交換工事に要する費用を令和6年7月30日付で専決処分により補正を行ったものでございます。

なお、補正額につきましては、既定の資本的支出の建設改良費に取水ポンプの工事費2,299万円を追加し、その財源として資本的収入の企業債を2,280万円、他会計補助金を19万円、それぞれ増額したものでございます。

原案のとおり承認くださるようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[発言する者なし]

○議長（山口英司君） 討論を終わります。

これから、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度高山村簡易水道事業会計補正予算（第1号））を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（山口英司君） 日程第14、同意第3号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 同意第3号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任について説明申し上げます。

令和3年10月1日から固定資産評価審査委員会委員としてご尽力をいただいております、野上創造さんの任期が今月末をもって満了となりますが、引き続きお願いしたいと考えてご提案申し上げる次第でございます。

野上さんは昭和53年に高山村役場へ奉職以来、38年間高山村役場職員として村政の発展に尽力されました。退職後は、パテラ会高山村事業部長として高山村デイサービスセンターに勤務されておりました。

現在は、高山村社会福祉協議会会長として、また、たかやま振興公社の理事として活躍しております。人望も厚く、高山村役場では固定資産税の職務経験もあり適任であると考えております。

なお、任期は令和9年9月30日までの3年間となります。

議員各位の同意を賜りますようお願い申し上げ、説明といたします。

○議長（山口英司君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

これから、同意第3号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山口英司君） ただいまの出席議員数は9人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番、渡邊裕治議員、2番、平形玉緒議員、3番、唐澤徳治議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（山口英司君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（山口英司君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（山口英司君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（山口英司君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 3 号は同意することに決定しました。

◎同意第 4 号の上程、説明、採決

○議長（山口英司君） 日程第15、同意第 4 号 高山村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 同意第 4 号 高山村教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

令和 2 年 10 月 1 日から教育委員会委員としてご尽力いただいております、飯塚岩夫さんの任期が今月末をもって満了となりますが、引き続きお願いしたいと考えております。

飯塚さんは、慶応義塾大学法学部を卒業後、群馬銀行に入行され、平成 3 年から 6 年間、平成 17 年から 4 年間は香港の現地法人で勤務されておりました。令和 2 年 1 月に退職され、現在は同行に再雇用として勤務されております。

海外生活を長く経験され、国際感覚も豊かであり、教育委員会委員としての経験も積まれました。多くの人に関わることにより培われた知見をいかんなく発揮され、高山村の教育行政をさらに前進させていただけるものと期待しております。

また、地域においての人望も厚く、人格的にも教育委員会委員として適任であると考えております。なお任期は令和 10 年 9 月 30 日までの 4 年間となります。

議員各位のご同意を賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（山口英司君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

これから、同意第4号 高山村教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、渡邊裕治議員、2番、平形玉緒議員、3番、唐澤徳治議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（山口英司君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（山口英司君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（山口英司君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（山口英司君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票。

有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

◎議案第46号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第16、議案第46号 高山村印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第46号 高山村印鑑条例の一部改正について説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、本年10月1日から開始する印鑑登録証明書等のコンビニ交付に向け、条例整備をするものでございます。

コンビニ交付では、印鑑手帳を提示しなくてもマイナンバーカードのみで印鑑登録証明書の申請ができるよう改正するものであります。

以上、条例改正について概要を申し上げましたが、詳細については、審議いただく中で担当より説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第47号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第17、議案第47号 高山村税条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第47号 高山村税条例の一部改正について、説明を申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴い、高山村税条例の一部を改正する必要性が生じたので、条例改正するものでございます。

改正の内容については、税務会計課長に説明させますので、原案のとおり可決くださいます。

すようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 本間会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（本間尚也君） それでは、私より高山村税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

先ほど村長の提案理由にありましたように、今回の改正は、地方税法等の一部改正が行われたことにより、高山村税条例の一部を改正するものです。

それでは、議案書33ページ、新旧対照表4ページからご覧ください。

まず、第7条の改正ですが、こちらは字句の修正でございます。

次に、第34条の7第1項の改正についてです。この改正は個人住民税の寄附金税額控除に関するもので、公益信託制度改革による新たな制度の創設に伴い、寄附金税額控除の対象に公益信託の信託事務に関連する寄附金を追加するものです。

第34条の7第2項の改正については、引用する法律の項番号の修正です。

附則第4条の2につきましては、第34条の7第1項と同様に今回の改正により削除となるものです。

なお、高山村において該当となる公益信託はありませんので、改正による影響はございません。

また、附則につきましては、公布の日から施行し、第34条の7第1項及び附則につきましては、令和7年1月1日より施行するものでございます。第2条につきましては、今回の改正以前の寄附金につきまして、従前の例によると定めるものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第48号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第18、議案第48号 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第48号 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、説明申し上げます。

このたびの条例改正は、今まで受診時に窓口で国保等の被保険者証と福祉医療の受給資格証の提示をしてきましたが、本年の12月2日から新たに被保険者証の発行が廃止され、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証となることにより、マイナ保険証、または資格確認書と福祉医療の受給資格者証の提示に切り替わることに伴い、改正するものでございます。

以上、条例改正について概要を申し上げましたが、詳細につきましては、審議いただく中で担当より説明をいたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、説明といたします。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第49号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第19、議案第49号 高山村国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第49号 高山村国民健康保険条例の一部改正について、説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、本年の12月2日から新たな被保険者証の発行が廃止され、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証となることに伴い、罰則規定の中の被保険者証の返還を求める部分がなくなり、虚偽の届出をした場合のみ罰則の適用となるよう改正するものでございます。

以上、条例改正について概要を申し上げましたが、詳細につきましては、審議いただく中で担当より説明を申し上げますので、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第50号～議案第53号の一括上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第20、議案第50号 令和6年度高山村一般会計補正予算（第3号）から日程第23、議案第53号 令和6年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第1号）までの4議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第50号から議案第53号までの4議案について、一括して説明申し上げます。

最初に、議案第50号 令和6年度高山村一般会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。今回の補正は、既定の予算に4,826万4,000円を追加し、予算総額を33億7,132万6,000円とするものでございます。

主だった歳出について説明申し上げます。

最初に、2款1項8目、ネットワーク関連事業費及び基幹系システム費2,550万円の増額となります。国が主導する基幹系システム標準化に向けた、サーバーの入替え費用となります。

令和7年9月までに整備する必要がありますが、当初予算の編成段階では仕様が固まっておらず、また作業スケジュールの関係から今回の補正で対応させていただくものとなります。

次に、4款1項1目、原町赤十字病院運営費補助事業で697万3,000円を増額するものがあります。これにより村からの同病院への助成金は1,054万5,000円と大幅に増えることとなりますが、増額分の80％は特別交付税措置されますので、医師確保対策費助成金の全額270万円を減額することにより、村の持ち出しは139万5,000円となります。

次に、7款1項12目、観光施設管理事業では、たかやま振興公社への運営管理委託料として570万円の増額となります。新型コロナウイルスの影響を受け経営不振となった同社が、令和2年に金融機関から4,000万円の借入れをしております。この返済が本年度から始まり

ましたが、同社はいまだ体力を回復しておらず、返済が難しい状況となっております。

高山村が100%出資している法人であること、村内雇用、村の振興や福祉の観点からも同社を倒産させるわけにはまいりません。同社の経営努力を求めるのは当然でございますが、その上で、現状を鑑みて、この費用は村が支出せざるを得ないのではないかと考えております。ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

国民健康保険特別会計でありますけれども、議案第51号 令和6年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げ、今回の補正は、既定の予算に75万7,000円を追加し、予算総額を5億709万円とするものでございます。

主な増額理由は、国民健康保険の資格確認書の帳票印刷費に伴うものでございます。

介護保険特別会計であります。議案第52号 令和6年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。今回の補正は、既定の予算に969万円を追加し、予算総額を5億1,221万6,000円とするものでございます。

主な増額理由は、前年度決算額が確定したことによる社会保険診療報酬支払基金への精算返還金の支払いに伴うものとなります。

続いて、議案第53号 令和6年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。今回の補正は、既定の予算に503万円を追加し、予算総額を4,126万8,000円とするものでございます。

12節委託料は、令和3年7月10日の雷により故障した高山揚水場地下施設にある遠隔制御盤装置機器が入荷し、交換をしましたが、ほかのシステムも落雷の影響を受けており、故障前の機能を回復できないため、その故障箇所を特定するための調査費用となります。

14節工事請負費は、原地区の内見縄貯水池へ流入している堂山揚水場の水位が渇水により低下し、流域の田んぼへの用水へ支障を来しているため、以前使用していた和田の上貯水池からの送水を再開させるため、当初の予算にてポンプ更新費用を計上しておりましたが、現地を確認したところ、ポンプ稼働のため電気設備においても改修工事が必要であることが判明し、新たに電気工事を行うための工事費用を増額補正によりお願いするものでございます。

以上、各会計の補正予算について概要を申し上げましたが、詳細については審議いただく中で各担当より説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（山口英司君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次の本会議は明日5日午前10時に開きますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時01分

令和 6 年 9 月 5 日（木曜日）

（ 第 2 号 ）

令和6年第3回高山村議会定例会

議事日程(第2号)

令和6年9月5日(木) 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	渡邊裕治君	2番	平形玉緒君
3番	唐澤徳治君	4番	松井陽威君
5番	飯塚武久君	6番	後藤明宏君
7番	佐藤晴夫君	8番	後藤肇君
9番	平形富二夫君	10番	山口英司君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	総務課長	後藤好君
会計管理者兼 税務会計課長	本間尚也君	住民課長	都筑喜久雄君
保健みらい 課長	金井等君	農林課長	平形英俊君
建設課長	割田信一君	地域振興課長	林隆文君
教育課長	飯塚優一郎君		

事務局職員出席者

議会事務局長 小池正浩 書記 林大生

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（山口英司君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

これより本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、残暑厳しい折、皆様の上着を脱いでの会議の出席を認めたいと思います。

直ちに日程に入ります。

◎一般質問

○議長（山口英司君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 渡 邊 裕 治 君

○議長（山口英司君） 最初に、1番、渡邊裕治議員の発言を許可します。

渡邊議員。

〔1番 渡邊裕治君登壇〕

○1番（渡邊裕治君） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

令和4年1月、村では2050年に向けたたかやま5つのゼロ宣言を行いました。

宣言3の中で、災害時の停電ゼロでは、各家庭、事業所への蓄電池の整備をうたっております。

そこで、1つ目は、村内各家庭、事業所への蓄電池の整備、普及に向けた取組について、村ではどのような取組をしてきたか、また、今後の取組予定について。

2つ目は、蓄電池導入補助制度の創設について伺います。

○議長（山口英司君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 渡邊裕治議員の一般質問についてお答えをいたします。

全国では、1,112自治体が2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを表明しております。群馬県でも、県も含んで20の自治体が表明しており、本村におきましてもたかやま5つのゼロ宣言を令和4年1月31日に表明いたしました。

5つの宣言の内容ですが、宣言1の自然災害による死者ゼロについては、村の強靱化を図るとともに、村民の防災意識を高め、自然災害による死者ゼロを目指します。

宣言2の温室効果ガス排出量ゼロについては、水資源、森林資源の有効活用を図り、再生可能エネルギー資源を最大限に活用した温室効果ガスの排出量を実質ゼロを目指します。

宣言3の災害時の停電ゼロについては、エネルギーの自立、分散化により、災害時にも電力供給の継続を目指します。

宣言4のプラスチックごみゼロについては、環境中に排出され、最後の宣言5の食品ロスについては、もったいないの心で食品ロスをなくしていきますと、以上のことが5つのゼロ宣言の内容となっております。

宣言3の災害時の停電ゼロでは、施策の取組として各家庭、事業所への蓄電池の整備を挙げております。

1つ目の質問の、村内各家庭、事業所への蓄電池整備、普及に向けた取組についてですが、村では令和4年9月22日に学識経験者を含む13名の委員からなる高山カーボンニュートラル推進協議会を立ち上げており、その推進協議会の中で進めていきたいと考えております。

推進協議会の中で、宣言2の温室効果ガス排出量ゼロと宣言3の災害時の停電ゼロに向けての検討をしており、公共施設のCO₂の排出の現状としては、ふれあいプラザのCO₂排出量が公共施設中でも約6割を占めていることから、今後の対応策が必要となります。

このような現状を鑑みて、まずは公共施設の取組を検討し、その後事業所、各家庭への取組を推進協議会の中で検討を進めていきたいと考えております。

2つ目の質問の蓄電池導入の補助制度等の創設についてですが、村では平成22年度より住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業の中で、今まで79件の補助を実施しており、今後も継続していく事業となり得るため、その事業の枠組みの中で、蓄電池の整備を併せて進めていきたいと考えておりますが、今後の国のカーボンニュートラル政策を見据えながら検討していきたいと考えております。

明確な回答とはなりません、今後の推進協議会の中で調査検討を進めていきたいと考

ております。

以上、渡邊議員の一般質問への回答とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 1 番、渡邊議員。

○1 番（渡邊裕治君） 村長答弁ありがとうございました。

先ほど答弁いただいた中で、カーボンニュートラル協議会でしたか、今までの協議会の内容の中で、宣言2の高山村の森林資源の活用を考えれば、木質バイオマスなどの資源有効活用は考えていかなければいけないと私も思います。ただ、仕組みづくりには1年や2年という短期間でできるわけではなく、これは多分相当時間がかかることだと思います。

その間どうしていくべきか、やはりできることを探してやっていくべきではないか。大規模な太陽光発電施設も景観の破壊や自然環境の維持を考えますと、その開発について抑制は必要という考えに私も同じ考えでおります。

しかしながら、再生可能エネルギーの活用、私は太陽光だけではなく次世代のエネルギー、水素なども含めて今後考えていく必要があるのではないかと考えております。

8月27日に政府のグリーントランスフォーメーション会議で、クリーンエネルギー中心の構造に転換していく改革に力を入れていくという方針を先日報道で聞きました。1番目にペロブスカイト太陽電池、今のパネルではなくてシート状の太陽電池です。これを地方自治体、公共施設への率先導入、環境省が来年度の概算要求として盛り込んでいました。2つ目は地域資源を使った水素により、製造、貯蔵、輸送、利用含めたサプライチェーンの実証の推進、3つ目がデータセンター、産業立地と地域主導の再エネ導入等を組み合わせた地域脱炭素の取組を協力で推進ということで、今生成AIなどでデータセンター、サーバーを使って電力需要は高まってきているのは事実なんです。こういうことを踏まえて多分政府のほうも方針として挙げていると思います。

現在太陽電池の開発が進んでいて、今度大阪駅の北側にできる新駅にも導入されると。で、民間企業、建設会社なんですが、都心のビル内で脱炭素発電所、ビルの商業施設など一般の建物内に水素を安全に貯蔵して、これを発電設備にするという形で計画をされているようです。

こういった次世代の太陽光電池と蓄電池導入、加えて二酸化炭素排出の少ない電気を生み出す技術が進めば、自治体としても災害におけるライフラインの確保に強みになるのではないのでしょうか。

大規模太陽光発電に開発は村でも規制をしているところなので、できればこれから既存施

設への薄型次世代素材の太陽光電池の導入とともに、蓄電池の設置ということも検討していただければと思います。また、一般家庭の蓄電池導入促進についてなんですが、県内で再生可能エネルギーの補助金制度を見ますと、8月5日現在なんですが、実施している自治体はまず県が補助を行っていきまして、市が9つ、町が11、村では3つ、蓄電池補助については、市が8つ、町が8つなんですが、まだ村でこの蓄電池設置補助をしているところはないんですね。もし、蓄電池補助を高山村が一番最初に導入をすれば、やはり話題性とすれば大きいのではないのでしょうか。

あと、意外と知られていないんですけども、今新築の場合ですと、太陽光と蓄電池というセットになりますけれども、蓄電池のみの、太陽光パネルを設置しなくても蓄電池のみの設置ができるそうで、深夜電力など深夜に充電をして日中価格の高い時間帯使うという利用の仕方もできると思います。

一般家庭ではやはり電気代を下げて光熱費を節約だとか、災害に備えてライフラインの確保など、蓄電池に求めるものはっきりさせることで促進導入を促せると思います。

村としてこれまで検討してきたバイオマスのほかに、こういった次世代素材の太陽光電池の導入活用の検討、また、一般家庭向けに今移住定住をしていただいていると思うんですけども、なかなか既存施設に太陽光というのは構造上難しいというところもありますので、リフォームをして蓄電池導入をして災害時のライフラインの確保という考えで、これは財源、予算の関係もありますが、その辺も踏まえて今後ぜひカーボンニュートラル協議会のほうで検討いただけないでしょうか。村長。よろしくをお願いします。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 太陽光パネルについては、これ蓄電池がないと有効に電気を使うことができないという欠点がありますから、この蓄電池導入についてはこれから検討委員会のほうでもんで前向きな答えが出ればこの計画的に設置をしていければというふうに考えております。

○議長（山口英司君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） ぜひよろしくお願ひいたします。

○議長（山口英司君） よろしいですか。

◇ 平 形 玉 緒 君

○議長（山口英司君） 続いて、2番、平形玉緒議員の発言を許可します。

2番、平形議員。

〔2番 平形玉緒君登壇〕

○2番（平形玉緒君） 議長より発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

私からの質問は、移住定住の現状と今後の対策についてです。

まず、移住定住コーディネーターが2人に増え、1人だったときと比べてどのような効果があったのか、また、問合せが増えていると聞いていますが、その時点で受入れ先がきちんと整備されていなければ、高山村に住みたいと思っても違う場所に候補地を見つけてしまっ、結果的に高山村に住んでももらえないのではと思いますが、その対策について伺います。

○議長（山口英司君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 平形玉緒議員の一般質問についてお答えをいたします。

移住定住コーディネーターの制度については、令和元年より委託契約により実施しております。

令和元年当時は担当者レベルで移住希望者への対応や、空き家等の相談を受けておりましたが、専門的なところや、空き家所有者とのマッチング等の調整が不定期なところもあり、職員対応に限界が生じたため、国の特別交付税措置が受けられる移住定住コーディネーター制度を活用するため、コーディネーターの公募をして、業務委託の契約をすることとなりました。移住定住コーディネーターへの委託内容ですが、移住相談、移住に向けた支援、住居探し、移住後の地域ケアなどがメインとなります。その他、村内空き家の利用活用に向けた移住定住者とのマッチング、高山村での暮らしや魅力を発信するなど、業務内容も多岐にわたっております。

令和4年度までは、1人体制で対応をお願いしておりましたが、移住相談内容の多様化により、きめ細かな対応を求められたことや、相談数に対して紹介できる物件も飽和状態であったため、多様化する相談対応と、物件の確保に向けて、令和5年度より2人体制といたしました。

2名の体制となったことで、相談の幅の広がりも見え、空き家物件の現状確認や所有者への交渉が進み、少しずつですが、相談者に対し物件の紹介ができることとなりました。

平形議員が懸念される相談時に受け入れ先が紹介できずに他地域へ移住してしまい、本村を選んでいただく機会を逃してしまっている状態も見受けられます。相談者の多くは一つの市町村には絞らず、複数の市町村を検討し、サポートを受けながら移住先での暮らしや地域との関わり方など、数年かけて移住を検討されますので、移住定住コーディネーターも根気強く支援を行っております。

この先、移住定住コーディネーターによるきめ細かな対応や、移住可能な受け入れ先を確保している状態が最善策となりますので、空き家所有者との交渉、不動産業者との連携、各行政区長との空き家情報の共有を図ってまいりたいと考えております。

以上、平形玉緒議員の一般質問について答弁させていただきます。

○議長（山口英司君） 2番、平形議員。

○2番（平形玉緒君） 村長答弁ありがとうございました。

本来ならコーディネーターに成功報酬として支払われる形がベストだと思いますが、委託料として支払われているということは、年委託契約でコーディネーターを任してしまえば、委託内容があるにもかかわらず、あまり詮索されず、そのお金をどのように使おうが自由という解釈でよろしいでしょうか。

それとも、業務委託ということでしたので、業務が完了したときに支払う意味合いになりますが、具体的に何組を移住させてほしいのような業務契約はしているのでしょうか。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） ただいまの平形議員の質問であります。これについては相手がいることですので、一概にここから引っ張ってくるとか、そこから引っ張ってくる、あっちから引っ張ってくると、そういう自由な紹介の仕方というのは難しいかと思えます。また、コーディネーターに支払われるお金といたしましては、その趣旨に沿った形でのお金の使い方、そういったことでお願いをしているわけですから、やたらとこのお金を自由に使っているというわけではございません。

○議長（山口英司君） 2番、平形議員。

○2番（平形玉緒君） どんな仕事にも責任というものはついてまわります。現実としてご尽力、努力をされていることと推測いたしますが、その内容が全く見えてこない現状から申し上げますと、大切な税金が支払われている以上、コーディネーターにはもっと広く村民と関わって情報を収集し、足で稼いで物件を探し、村を思い親身になって、村のために積極的に動いてもらいたい、そしてこの人へなら村民が汗水たらして働いて納めた税金を託してもい

いと思える存在になってもらいたいと思いますが、村長はどんな思いでいらっしゃいますか。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 移住コーディネーターの活動実績につきましては、現在のところ住民への周知ができていない状況でございますが、今後周知の方法といたしましては村広報紙での報告ですとか、毎年行っている協力隊等の活動報告の中で併せて報告していただくような方法等、何らかの形でお知らせできるよう検討させていただきます。

なお、移住定住者の状況につきましては、今後、後藤明宏議員からの答弁の中でご報告させていただきますが、コーディネーターの方々はこちらに多く関わっていただいているところでございます。

以上です。

○議長（山口英司君） 3回終了しましたので、一言どうぞ。

○2番（平形玉緒君） 今日傍聴に来られている方の私は代弁者としてここに立っております。ぜひ今後期待していますので、よろしくお願いいたします。

◇ 後 藤 明 宏 君

○議長（山口英司君） 続いて、6番、後藤明宏議員の発言を許可します。

6番、後藤議員。

[6番 後藤明宏君登壇]

○6番（後藤明宏君） 議長より質問の許可をいただきましたので、移住定住、空き家リフォームの今後の展開について村長のお考えをお聞きいたします。

コロナ禍以降、群馬県への移住定住関心度が高まり、異常気象下全国各地で災害が発生している中、群馬県は災害が少なく、首都圏に近い自然豊かな地域に魅力を感じて移住する方が増えているかと思えます。

高山村において、移住定住者のここ数年の状況と傾向について、また、最近のトレンドとして古民家、空き家リフォームがあり、高山村でも行政で取り組んでいる今までの取組と今後の展開についてお聞きいたします。

○議長（山口英司君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 後藤明宏議員の一般質問にお答えいたします。

移住定住については、村内居住者の定住促進、移住希望者の移住を推進し、人口減少の抑制を図る目的で実施した事業となります。

移住定住者のここ数年の状況についてですが、令和元年度から移住定住対策事業を進めてまいりました。令和元年度においては、相談組数としては75組で、移住定住者は4組で5名でした。令和2年度においては、相談組数としては94組で、移住定住者は1組で1名でした。令和3年度、4年度ともに相談組数は64組と目的を持って相談をする方が絞られてきたので相談者も落ち着いてきました。移住定住者は令和3年度は3組で11名、令和4年度については3組で12名でありました。令和5年度においては相談組数は41組でしたが、移住定住者は3組で16名と増加しており、移住定住対策については既に効果が出ているものと思います。

数年間の地道な相談支援により、高山村に理解をいただいた中で、移住してくれるものと感じております。

最近の傾向といたしましては、自然豊かな地域での子育てを望んでいることと、子育て世代への支援が充実していることから、ファミリー層からの相談も多く、村といたしましては地域の行事等、積極的に参加していただくことをお願いしており、地域活性化にもつながっていくかと思っております。

空き家リフォームの取組といたしましては、令和5年度までに空き家物件を取得し、居住のためのリフォームを実施した際に、住宅リフォーム補助金により助成いたしました。空き家をリフォームした助成は令和4年度、5年度に各1件でありました。令和6年度からは新たに創設した住宅取得等補助金では、空き家や中古物件を取得し、居住した際にリフォーム費用を助成することから、住宅リフォーム補助金での空き家リフォームの助成枠の住宅取得等補助金に移行いたしました。この補助金の助成を受けて、5年経過すれば住宅リフォーム補助金も利用することができる制度となっております。

近年では、物価高騰により中古物件のニーズが高まっていますので、これら補助金が有効活用されるよう推進していきたいと思っております。

また空き家リフォームの取組として空き家を村が借り上げて、リフォームを行い、賃貸を行う移住定住促進住宅を令和4年度で新田の家、5年度で戸室の家を移住定住者の受入れ先として整備をしております。

最後になりますが、空き家リフォームの取組により、空き家の利活用の推進と移住者の受入れの一助となればと考えております。

以上、後藤明宏議員の一般質問にお答えさせていただきました。

○議長（山口英司君） 6番、後藤議員。

○6番（後藤明宏君） そうしますと、ここ5年間で40人以上の方が移住していただいているわけです。すごく効果出ていると思います。

高山村において、若者の流出または高齢化により田畑の耕作放棄地も増加し、現在村の人口が3,100人台、それに伴い空き家も目立ち始めていますので、各家の魅力を生かしたリフォームを施し、移住を希望される方に積極的に紹介していただきたいと思います。高山村に移住していただけるよう、移住定住コーディネーターの方にもお願いしたいと思います。

○議長（山口英司君） 以上よろしいですか。

◇ 後 藤 肇 君

○議長（山口英司君） 続いて、8番、後藤肇議員の発言を許可します。

8番、後藤議員。

[8番 後藤 肇君登壇]

○8番（後藤 肇君） まず最初に、一般質問ができることをありがたく思うところでございます。

私については、たかやまサテライトオフィスについてお尋ねをさせていただきたいかなと思います。

コロナ時、リモートで目的として体験交流館を改装し、地方で仕事を始めるということで改築しました。改築後の使用状況と運営についての説明をお願いいたします。

○議長（山口英司君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 後藤肇議員の一般質問についてお答えいたします。

たかやまサテライトオフィスは令和5年度において体験交流館の屋根、外壁を改修、1階部分をオフィスとしてリニューアルいたしました。1階部分には個人向けとして4から5名でシェアしながらテレワークができるシェアスペースと企業向けとして個室も2部屋整備しており、南側には三並山、たかやま高原牧場が一望できる自然環境豊かなサテライトオフィスとなっております。

使用状況は、2社の実績あります。企業人であり、株式会社アグリメディア、株式会社Hinokiが使用しております。

運営については直接村で管理運営はしておりますが、将来的には民間活用を利用し、村にとってプラスになるような管理運営を考えていきたいと思っております。

また、新たなビジネスや地域づくりにチャレンジする個人事業者や企業が集まるイノベーション創出拠点としての群馬県庁32階に設置された官民共創のスペース「netzgen」との業務連携について進めていきたいと、たかやまサテライトオフィスの多岐にわたる活用を目的としていきたいと考えております。

今後の活用について、本村に興味がある企業に対して利用を促進していきたいと考えております。

以上、後藤肇議員の一般質問についてお答えいたします。

○議長（山口英司君） 8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） 答弁のほうありがとうございます。

私の思っている形の答弁かなという感じはするんですけども、アグリメディアともう1社使われている、個人的にまだ使われている方がおられないような感じ、ぜひこの辺は改装時当初からコロナが終了間際に出来上がるということでもかなり心配は皆さんしていたのではないかと思うわけですね。ですから、改装時点でもう少し何らかの手を打って出来上がった時点において、個人的には一、二名の使用、会社についてはこのアグリさんともう1社を使っていたくぐらいのやはり立ち上がりというのがかなり必要かなという感じはもっていたわけです。ですから、これがコロナが終了し、皆さんの移動が自由にできるようになってきますと、なかなか高山に来てリモートということも夢的にはあるんですけども現実とするとなかなか難しい部分があるかなとは思うんですけども、さっき県庁の32階に依頼して全国に発信していくとか、そういった形、やはりそういった部分でのPRをもっともっていかないとこれから尻すぼみになっていくのではないかなということをお心配しているところですけども、その辺は村長はどう考えておられるかちょっとお願いいたします。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） この田園都市計画についてでありますけれども、この「netzgen」をフルに活用して、まだ「netzgen」を利用するところまではまだなかなかハードルが高いかなというふうな気持ちではありますけれども、このITの進んだ中で「netzgen」を利用すること、あるいはまた高山地域の中で、この取組も必要かなというふうに思っております。

ます。

この宣伝というのも大変必要でありますので、このサテライトオフィスについてはアグリメディアさんにもお願いする中でもう少し企業にも来てもらうというふうな取組もしていかなければいけないと思っております。

○議長（山口英司君） 8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） ありがとうございます。

村長が今申したように、確かにPRというのは難しいことかなと思います。難しくてもPRしていかないことには話が始まりませんので、していく。それと村内で起業を起こしたいとか、そういった部類の方がおられればぜひ無料で貸出をすとか、そういった特宧なこういふ話として出して話が立ち上がるような方法を取っていただければいいんじゃないかなと思いますので、今後、サテライトオフィスがずっと活用できるような形をぜひご検討いただきたいかなと思います。

我々も協力していきますんでぜひその辺を含めた形でよろしくお願ひしたいかなと思います。

以上です。

◇ 飯 塚 武 久 君

○議長（山口英司君） 続いて、5番、飯塚武久議員の発言を許可します。

5番、飯塚議員。

〔5番 飯塚武久君登壇〕

○5番（飯塚武久君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、農業用水の安定的確保とカーボンニュートラルについてと題して質問をさせていただきます。

高山村の水田、特に名久田川上流地域の水田については高山揚水機場の老朽化に伴う施設廃止を受けて、これに代わるものとして現在は数か所の小規模揚水施設の稼働により水源を確保している状況にあります。これに関わる経費は電気料だけでも年間1,000万円ほどかかっており、将来的にも大きな負担になることが予想されます。

一方、現在村ではカーボンニュートラルに関する施策を積極的に進めようとしていますが、

その一つとして太陽光発電は大きな可能性を秘めていると思います。

またそうした中で、公共施設における太陽光発電の導入を積極的に進める方向で検討していると聞きますが、公共施設としてのため池を利用した太陽光発電も大きな可能性があるのではないかというふうに思います。

そこで2点ばかり質問をさせていただきます。

1点目として、揚水場の運営見通しについて。

2点目として、ため池を利用した太陽光発電の検討について。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（山口英司君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 飯塚議員からのご質問にお答えいたします。

まず1つ目は、揚水場の運営見通しについてですが、農業用水事業に係る令和5年度の歳出決算では2,233万円となり、このうち揚水くみ上げポンプ等の電気料が920万円、そして高山揚水立坑ほか農業用水運転保守業務委託料で1,086万円などが主な支出となります。また現時点での農業用水水源施設等管理基金15億2,834万8,798円で、今の支出をこのまま続けた場合、約68年間は維持できる見込みであります。

またJRと協議をしておりますが、地下350メートルにある高山揚水場廃止協議についても、現在順調に協議が進んでおりますので、こちらについてもある程度のめどがつき次第、ご報告申し上げたいと思います。

次に2つ目のため池を利用した太陽光発電の検討についてですが、ため池を利用した太陽光発電については、近年再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入等を背景とした農業用ため池の水面に太陽光発電施設を設置する事例が西日本地域を中心に増えてきております。また、国でも2050年までに温室効果ガス排出量を全体としてゼロにする、いわゆる2050年カーボンニュートラル脱炭素社会実現を目指すことを宣言しております。

本村において、農業用ため池が10池あります。このうち防災重点農業用ため池の指定を受けているため池が8あります。この8のため池については、令和2年度から3年をかけて国の補助金を活用して耐震、豪雨調査及び劣化状況評価などを行い、6池のため池については改修工事等をしないといけないという診断結果が出されました。

そのため、今後防災重点農業用ため池に関わる防災工事等の推進に関する特別措置法により、2030年、令和12年度までに6池のため池については順次改修工事を行う計画もあり、

その改修工事と並行して農業用ため池に太陽光発電が設置できるかどうか検討してまいりたいと考えております。

以上、飯塚議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） ご答弁ありがとうございました。

揚水機場の運営見直しについては、基金残高がまだ多く残っているということで、また、問題になっていた高山揚水機場廃止問題、これもめどがつきつつあるということで、当面は健全な運営ができるということで安心をいたしました。

しかし、基金は将来の不測の事態に備えるものであるため、できるだけ取り崩しをしないで運営をしていくのがセオリーであり、その方法も今後検討していく必要があると思います。

一方で、カーボンニュートラルの推進は、高山村だけではなく、人類共通の大きな課題でもあり、早急に取り組まなければならない課題でもあります。そうした中、ため池における太陽光発電については、メリット、デメリットの両面があり、導入するにあたっては慎重な検討が必要ではありますが、既にため池が多く存在する西日本の地域では積極的に導入され、カーボンニュートラルに大きく貢献するとともに、施設管理労力の節減、あるいは地代、また発電収入など、大きなメリットも生まれています。

ぜひこうした事例を参考にため池を利用した太陽光発電の導入によりカーボンニュートラルの実現とそれから農業用水の安定確保を目指して、早期に導入を検討することをお願いいたします。

以上です。

◇ 平 形 富 二 夫 君

○議長（山口英司君） 続いて、9番、平形富二夫議員の発言を許可します。

9番、平形議員。

〔9番 平形富二夫君登壇〕

○9番（平形富二夫君） 議長より許可をいただきましたので、医療法人パテラ会が高山村デイサービスセンターの業務の休止について、村長にお尋ねをいたします。

約1年前に執行部より高山村デイサービスの運営が厳しく、年間約100万円ぐらいの赤字

であり、1日20人以上の通所者がいないと経営がますます厳しくなるというお話を聞きましたが、個人的には高齢化社会なのに不思議な思いで聞いておりました。

先日母宛てに医療法人パテラ会より文書が届きました。このたび、医療法人パテラ会は令和6年9月30日をもちまして、高山村デイサービスセンターを諸般の事情により業務を休止することになりましたという連絡でありました。

今後のサービスにつきましては、高山村社会福祉協議会が運営を行うこととなっておりますと連絡がありました。

そこで村長にお尋ねいたします。

パテラ会の業務を休止する前に、執行部とパテラ会でどのような話し合いを行ったのか、また、高山村社会福祉協議会が高山村デイサービスセンター業務の運営になったときに、建物貸付料や受託料や赤字決算のときに赤字補償等などのことをどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（山口英司君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 平形富二夫議員からのご質問にお答えいたします。

昨年7月に高山村デイサービスセンターのセンター長より利用者数の減少が著しく、令和4年12月から毎月赤字となっている。このままだと経営が立ち行かないので支援を検討していただきたいという話がありました。

このときは具体的な話にはならず、推移を見ながら協議を続けていこうということでしたが、その後特に連絡もなく約1年が経過いたしました。

その後改めて話があったのが今年6月でございました。デイサービスを運営している医療法人パテラ会の関係者と、また、高山村の関係者間においても協議を重ね、7月9日パテラ会の理事長と協議に臨みました。

パテラ会の理事長から利用者のニーズは短期介護から長期介護へと移行している。今後の経営を考えると支援のいかがかを問わず9月30日をもって撤退したいという話がございます。これを了承、10月1日から高山村社会福祉協議会で業務を引き継ぐことと協議を終了いたしました。

これを受け、高山村社会福祉協議会へ協議の内容を伝え、10月1日から業務引継ぎが円滑に行われるべく、準備を進めていただくよう要請いたしました。

それと同時に、関係各課でも業務引継ぎ後の円滑な運営のための協議を行い、規模も必要

最小限に、地域密着型として運営していくことといたしました。7月23日には、地域密着型サービス運営委員会を開催、了承を得ることができました。

また、広報たかやま8月号においてデイサービスセンターの職員を募集し、7名の応募がございました。その中には、介護職の経験者も含まれております。

10月1日からのデイサービスセンター運営については、運営主体は高山村社会福祉協議会となります。地域密着型として規模を縮小することにより、運営費は介護報酬などの収入でおおむね賄えられるのではないかと見込んでおります。村としては当面パテラ会と同様の対応をしてみたいと考えております。

具体的には、運営主体が高山村社会福祉協議会ということであり、村からの委託料などの支払いはせず、年間480万円の建物貸付料は納付していただきたいという考えでおります。これも推移を注視する必要があるかと思っております。

村としても、高山村社会福祉協議会にデイサービスの運営を要請しておりますので、もし運営が立ち行かなくなるようなことがあれば、その都度その状況に応じた対応をしてみたいと考えております。

まずは、利用者に不便な思いをさせることのないよう、切れ目のない円滑なデイサービスセンターの運営、引継ぎを目指して、高山村社会福祉協議会共々努めてみたいと考えております。

以上、平形富二夫議員の質問にお答えいたします。

○議長（山口英司君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 村長答弁ありがとうございます。

昔から餅は餅屋ということわざがあります。仕事は専門家に任せることが一番ということでもあります。パテラ会が駄目だった場合には、建物貸付料を無料にしてもほかの医療法人を探すのも選択の一つではなかったと思います。また、専門家に任せることで、村の負担も少なくなると思います。

また、社会福祉協議会が運営を行うにしても、職員に大きな負担がかかると思いますが、人事や試算をどのように行ったのかお聞かせください。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） これについては、今まで介護職であった人たちをパテラ会のほうへ行かないようにこっちでキープしといてその人たちに介護していただくと、また事務をしていただくと、そういうことで極秘で説得して高山に残るようにということで話を進めてまいり

ました。

ですから、運営についてはそう問題はないかと思えます。これからパテラ会にどんな補償をしても向こうで嫌だというんですからどうしようもないんです。この地域密着型だと人数が高山のユーザーに絞られるので、その中で運営が十分できるんじゃないかという計算をして、運営をしていきたいということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（山口英司君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 今職員は極秘に準備したと、議会の大勢の前でそういうことは発言がよくないと思えます。

しかし、さっきの答弁の中で、賄えるという答弁をいただきました。高齢化が進む中、サービスがなくなるということは大変悲しいことですから、ずっと続けてもらいたいです。

以上で終わります。

◇ 松 井 陽 威 君

○議長（山口英司君） 続いて、4番、松井陽威議員の発言を許可します。

4番、松井議員。

〔4番 松井陽威君登壇〕

○4番（松井陽威君） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、遊休農地等、いわゆる耕作放棄地の解消対策について質問します。

現在本村における耕作放棄地は、全耕地面積の18.5%を占め、耕作者の高齢化や不在化等の理由から年々増加傾向にあるとのことですが、景観の悪化や害獣対策等の観点からも憂慮すべき事態と捉えております。

この問題について、現在実施中の施策について、さらに今後の対応についてお尋ねします。

○議長（山口英司君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 松井議員からのご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、耕作放棄地面積は2020年農林業センサスの結果では、耕作放棄面積は92ヘクタールで耕地面積に対して18.5%と年々増加をしております。

耕作者の高齢化や担い手不足により、遊休農地が増え、昨年農業委員会で行った農地利用状況調査、農地パトロール調査の結果では、遊休農地面積は3.3ヘクタールとなっております。これらの対策については、令和4年度から就農型の地域おこし協力隊を受け入れ、現在5名の方が地元農家さんのところで最長3年間の研修を受けており、任期終了後は村内で独立して認定新規就農者としての経営開始をしてもらえるよう、県と連携をして、また、株式会社アグリメディアと委託契約により、新規就農者支援事業によるサポート体制を整備しております。

またこれとは別に、新規就農者の受入れ対策や、定年退職後の就農支援についても県吾妻農業事務所との連携により、初期段階の就農相談の対応や、令和元年度に制定いたしました高山村移住支援金制度において、要件の一つとして本村で農業に従事する方に対し、要件が合えば単身世帯60万円、2人以上の世帯の場合では100万円の移住支援金を予算の範囲内で支給する制度があり、こちらは農林課の担い手担当と地域振興課の移住支援担当との連携による対応なども行っております。

そして、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、高山村においても、令和7年3月末までに地域計画を策定しなければいけません。この地域計画は、農地の将来について、地域の方が話し合い、計画としてまとめたもので地域共通の悩みについて、地域の皆さんでよい知恵を出し合ってもらうもので、未整備の農地についてはなるべく作り手、担い手の方が農地を集積できるような土地改良事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、松井議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 4番、松井議員。

○4番（松井陽威君） 村長答弁ありがとうございました。

問題解決に向け、新規就農者の受け入れ等、支援事業を活用して実施中とのことですが、私は、同時進行で村が積極的に直接介入すべき時期が来ていると感じています。例えば、除草等に対する補助金制度を設け、一定の条件を満たした場合につき、金銭面から支援するという案はいかがでしょうか。農地はそれぞれが個人の所有であり、個人に対する給付は現在ではかなりハードルが高いと思いますが、あえて申し上げます。それが不可能であれば地権者との合意に基づき、一定期間村が農地を管理し除草等を行う、また、農地利用状況調査等で再生利用困難と判定された土地に関しては、山林原野等に戻す等、現状に応じた取組を進める。それくらいの思い切った施策が必要ではないかと考えています。

ここからは私の構想ですが、除草後、これは地権者が自ら除草した農地を含むのでありま

すが、除草後村の主導でその場所に四季折々の草花を育成します。花が咲けば蜂が寄ってきますから、ニホンミツバチの会を結成し、有志で養蜂を行います。ニホンミツバチについては、吾妻郡内には数十人の、村内にも数人の愛好家がいるとのことで、私もその一人です。ほかにニホンミツバチに興味のある方がいれば、講師を招いて講習会を催すことも考えています。

その結果、高山村に來れば年間を通じていつでも花が見られる、副産物としてはちみつが得られる等の観光資源、特産品の開発、さらに農産物等花の交配用昆虫不足の解消にも寄与することができます。ミツバチを大切にしましょう。

参考ですが、この世からミツバチがいなくなった場合、人類は4年間で全滅するとの研究結果もあるくらい、自然界においてミツバチの果たす役割は大きいのです。やぶや雑草がなくなればイノシシ等害獣の潜伏場所の解消にも有効と思います。

そして、これをさらに派生、発展させ、将来は村外から昆虫植物の研究者、愛好家や、一般リピーターが訪れる場所を提供し、計画的に管理された里山の村づくりを目指してはいかがでしょうか。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 耕作放棄地を解消するため、村が積極的に介入すべきということですが、個人の財産でもある農地に対し、なかなか村が積極的に介入というのは難しいかと思います。除草に対する補助金制度を設け、一定の条件を満たした者を金銭面から支援する事業については、現在既に行っている原本宿地区で取り組んでおります中山間地域等直接支払交付金により、集落等を単位として農用地を維持管理していくための取組、協定を結んで行ったり、また、今年度、令和6年度から取り組んでおります原地区土地改良実施エリア内で多面的機能支払交付金等により、地域内を協働で多面的に機能を支える活動や、地域資源である農地、水路、農道等の質的向上を図る活動を支援する取組などを行っており、そういった国・県等の事業を活用しながら取り組んでまいりたいと思います。また、農地利用状況調査等により、再生利用が困難と判定された農地に関しては、山林原野に戻すなど、状況に応じた対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山口英司君） 4番、松井議員。

○4番（松井陽威君） ただいまの答弁によりますと、除草等の補助金について個人に対しては難しいが、事業がらみで団体に対する制度は現存するとのことですから本件耕作放棄地の

除草等については、例えば仮称で花畑プロジェクトとして村で事業化して国・県に補助金を取り付けるための足がかりとしてはどうでしょうか。

村長お願いします。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま松井議員からのご質問でありますけれども、なかなか村が主体となっていくということは難しいです。ですから、民間で団体ができればその中で活動を明確化していくというふうなことのほうがいいのではないかと思います。

○議長（山口英司君） 3回終了しました。

もしあれば簡潔にどうぞ。

○4番（松井陽威君） よろしく申し上げます。以上です。

○議長（山口英司君） 以上で、一般質問を終わります。

◎休会について

○議長（山口英司君） お諮りします。議案の調査及び審査等のため、9月6日から9月16日までの11日間、休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、9月6日から9月16日までの11日間、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（山口英司君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次の本会議は、9月17日火曜日午前10時に開きますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時13分

令和6年9月17日（火曜日）

（第3号）

令和6年第3回高山村議会定例会

議事日程（第3号）

令和6年9月17日（火）午前10時開議

- 日程第 1 選挙第 1号 高山村選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 日程第 2 議案第46号 高山村印鑑条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第47号 高山村税条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第48号 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第49号 高山村国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第50号 令和6年度高山村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第51号 令和6年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第52号 令和6年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第53号 令和6年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 認定第 1号 令和5年度高山村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 2号 令和5年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 3号 令和5年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 4号 令和5年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 5号 令和5年度高山村土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 6号 令和5年度高山村農業用水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 7号 令和5年度高山村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 8号 令和5年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について
- 日程第19 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	渡邊裕治君	2番	平形玉緒君
3番	唐澤徳治君	4番	松井陽威君
5番	飯塚武久君	6番	後藤明宏君
7番	佐藤晴夫君	8番	後藤肇君
9番	平形富二夫君	10番	山口英司君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	総務課長	後藤好君
会計管理者兼 税務会計課長	本間尚也君	住民課長	都筑喜久雄君
保健みらい 課長	金井等君	農林課長	平形英俊君
建設課長	割田信一君	地域振興課長	林隆文君
教育課長	飯塚優一郎君		

事務局職員出席者

議会事務局長	小池正浩	書記	林大生
--------	------	----	-----

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（山口英司君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎高山村選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○議長（山口英司君） 日程第1、選挙第1号 高山村選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

最初に、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、深代正利さん、松井久義さん、平形誠一郎さん、寺田哲也さん。

以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました深代正利さん、松井久義さん、平形誠一郎さん、寺田哲也さん。

以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員には、第1順位、霜田拓己さん、第2順位、割田信次さん、第3順位飯塚豊久さん、第4順位、千嶋豊久さん。

以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、第1順位、霜田拓己さん、第2順位、割田信次さん、第3順位、飯塚豊久さん、第4順位、千嶋豊久さん。

以上の方が順序のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第2、議案第46号 高山村印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、9月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号 高山村印鑑条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第3、議案第47号 高山村税条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、9月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号 高山村税条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第4、議案第48号 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、9月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第5、議案第49号 高山村国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、9月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号 高山村国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号～議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第6、議案第50号 令和6年度高山村一般会計補正予算（第3号）から、日程第9、議案第53号 令和6年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第1号）までの4議案を一括議題とします。

本件は、9月4日に一括上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） それでは、質疑をさせていただきます。

議案書が64ページ、12目の観光施設費について。

説明欄に観光施設管理事業というふうにありますけれども、今回570万円を補正予算として計上していますが、コロナ禍を経て全国的にも観光施設などが運営が厳しくなっているという状況の中で、当該施設についても経営が厳しい状況であるということが推察できます。

そこでまず、補正予算の計上に至った経緯についてお尋ねします。続きまして、今後の施設の在り方を含めた運営方針についてお尋ねいたします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

飯塚議員のご質問にお答えをいたします。

補正予算の計上に至った経緯ということで、私のほうで説明をさせていただければと思います。

振興公社なんです、コロナ禍の中で令和2年度において経営状況を鑑みて、村が100%出資をしています。村からのそのとき補填も考えたんですが、結果的に民間同様に会社の責任においてコロナ禍の返済計画なかも含めて4,000万円の借入れを決断したこととなります。

たかやま振興公社については経営努力も重ねているんですが、コロナ禍の中で売上げがどうしても減ってきた、伸び悩んでいたということで、コロナの終息後についてもコロナ禍以前まで回復しつつあるんですが、4,000万円の返済までの資金力は回復できないということで、今回の補正となりました。

私のほうから補正の予算計上に至った経緯を説明させていただきました。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 関連して私からの答弁といたしまして、村民の意向調査等進めて施設利用状況、村民の使用状況を把握した上で施設の運営計画を含め早急に運営方針の改善、もしくは施設の在り方について議論をしていただきたいということでありまして。

○議長（山口英司君） 5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） ご答弁ありがとうございました。

該当する施設については造成以来、数十年が経過している、そういった施設もございます。また、施設造成当時と今では社会情勢も大きく変化してきています。さらにはここへ来て、役場の庁舎の建て替えの話も既に始まっております。そうしたことを考えると、ここで施設そのものの在り方をしっかりと見直して、今後の運営方針を検討していく必要があると思います。ぜひここで一度立ち止まって、本村の観光施設の健全な運営を目指して早期に検討していくことをお願いします。

ちなみに先ほど村長さんがご答弁いただいたんですけれども、施設の在り方や今後の運営方針について、いつ頃から始めるか、もし具体的な目標等があればお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 指定管理が今年度を含めて3年間ございます。令和8年度までに、今後の運営方針、施設の在り方について決定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山口英司君） 5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） 大変ありがとうございました。

そうすれば、この3年間でしっかりと見直しをして、いい方向に持って行っていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（山口英司君） 引き続き、議案第50号について質疑を行います。

言い忘れましたが、質疑の際にはページ及び事業名称など質疑箇所を明示してからお願いします。

8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） 最初に、村長、副村長、金井課長、昨日は敬老の日ということで、村内の老人の方に訪問いただきまして、お祝いということで、ほんとうにご苦労さまでした。またこういうことは続けていかなければいけないと思うんですけれども、大変ですけれどもよろしくお願ひしたいかなと思います。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

一応通告はしていないんですけれども、分かる範囲で答えていただければと思います。

51ページ、2款5目ですね。

ここに吾妻方面の路線バスの補助金交付事業ってございまして、金額的にはそれほど多くないんですけれども、46万ですね。これの内容と、これ会議等でいろいろな問題点出ていると思うんですけれども、その辺の問題点があれば教えていただきたいかなと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

後藤議員のご質問にお答えをいたします。

吾妻方面の路線バス補助金ということで、46万円補正の計上をさせていただいております。増額補正ということで、2年前の実績が固まったということで、今回の補正になりました。実際、実績よりは収入が減のための増額の補正になります。

それとあと、公共交通会議のほうで話が出ている部分もあります。昨年度、路線バスの吾妻方面見直しをさせていただきました。早い時間と遅い時間を削って、今、路線バスについてはある程度収入が減になるんですが、見直した関係であまり空気を運んでいるという形がなくて、お客さん自体も少ないんですが、見直しをして苦情もなく話は進んでいます。

ただ1つ問題が出ていて、実際その全体の委託路線について今後どうするかということ、デマンドにするのかどうか、今後については地域公共交通会議、あと専門員の方の意見を聞きながら、今後見直しもしくは検討していければと思います。

以上になります。

○議長（山口英司君） 8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） ありがとうございます。

高山の利用率とすると、やはりかなり少ないのかなと思うんですけども、年間で1,600名弱ですかね。ですから、その辺をいつも同じような数字と結局何ていうんですか、それで終わることなく、次に新しいものをやはり改良というのかな、進めていくような段取りをぜひしていただきたいかなと思いますんで、よろしくお願ひしたいかなと思います。

以上です。

○議長（山口英司君） 第50号についてほかに質疑はありませんか。

1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） ページが補正予算書51ページ、2款総務費、1項総務管理費、5目の企画費ですね。

情報化推進事務費、需用費でSNS登録参加賞の補正予算があるんですけども、今回議案調査の中で、公式LINEの開設による登録参加賞ということで、まず公式LINEの開設経緯について、2つ目はどのような情報を取り扱っていくのか。

今回需用費として、SNS参加登録をしていただいた特典として1,000名分を計上しているということなんですが、開設後登録者数をいつまでにどの程度増やしていくかという戦略があるかどうか、この3点お聞きできればと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

渡邊議員のご質問にお答えをいたします。

新規予算ということで、情報化推進事務費ということで、35万円の増額補正をしています。この関係で質疑を3ついただきました。

まず公式LINEの開設についての経緯なんですが、これは郡において今4か町村で開設をしています。村の情報が素早く発信ができるということになりますので、村のほうもぜひこの公式LINEの開設をしたいということになります。導入コストについては発信機能だけということですのでかかりませんので、今回の補正についてはあくまでも参加賞ということで増額をしております。あと、多機能にわたって利用する場合については今後の課題なんですが、導入コストが必要になってくるかと思ひます。その辺についても、導入の実績を見ながら判断をしていければと思ひています。

2つ目の質問なんですが、どのような情報を取り扱っていくのか。村の広報、あとはホームページの同様な情報になるかと思ひます。防災関係、あと観光、イベント関係、あと関係

部署の情報を発信により早くLINEの関係で皆さんのほうにお伝えをできればと思っています。

あと3番目の質疑なんですけど、登録者数に目標があるのか、どの程度増やしていくかということなんですけど、実際、村の情報を簡単にスマホで発信をできてその方が確認ができますので、目標というのはあんまりないんですね。村内の方、村外の方、いっぱいいますので、ある程度周知をしながら、群馬県でも進めていますDXの推進という形になりますので、災害時においても素早くその情報発信をさせていただければということで、今回についてはそういう目標が一番かなと思っていますので、よろしく願いをいたします。

○議長（山口英司君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 地域振興課長、答弁ありがとうございました。

今回、設置は無料とのことなんですけれども、運用に当たっては担当課の業務も多少やはり増えると思います。運用する人をよく中の人というふうに言うんですけども、フレキシブル、柔軟に情報発信ができるように、例えば担当課、防災面ですと総務課、イベントなどの情報ですと地域振興課、また今、就農型の移住定住などの関係で農林課も多分テレビとかそういう情報発信が多くなってきていると思いますので、特に村に来ていただく、交流人口を増やすという意味では大いに期待できるSNSのツールの一つかなと私は思っております。

できれば、担当者が大変にならないように役場内で発信の仕組みづくりを柔軟にできるような形で仕組みづくりをしていただきたいと思いますけども、執行部としてはその辺いかがでしょうか。

村長、よろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 渡邊議員のご質問なんですけど、ちょっと細かい部分もありますので、私のほうからちょっとお答えをしたいと思います。

基本的には、LINEを開設した場合には地域振興課が窓口になります。そして、各課、防災関係、イベント関係、あとは農林課関係といろいろ話が出ましたけれども、その関係については担当者のほうからある程度文章をまとめていただいて、その文章をLINEで流すような形であんまり業務量がかからないような形でいきたいと思っています。

こちらについてはまだ内部のほうで打合せをしていませんので、どういう形でするか分かりませんが、基本的には担当のほうがつくっていただいたものをそのホームページ担当が皆さんに流すような形にしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（山口英司君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 地域振興課長、ありがとうございました。

今現在もフェイスブック、X、旧ツイッターですかね、2つSNSがあって、今度LINEが開設するということなんですけれども、どうしても担当の方が変わったりすると、元あったSNSの運用というのがなかなか進まない現状を見ておりますので、できれば柔軟にいただければ村の交流人口も増えるかと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（山口英司君） 第50号です。

質疑ございませんか。

8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） ページでいきます。

64ページ、7款12項18節の長期滞在客等受入促進事業共同体負担金という名目であるんですけれども、この辺の内容をちょっと説明していただければありがたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。金額的には419万5,000円ですか、この金額になりますのでよろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 後藤議員のご質問にお答えをいたします。

長期の滞在客受入れの促進共同負担金事業ということで、これ、この予算については当初から取っておりました。こちらについてはコテージ1棟あるいは2棟を、今の改修をしてペットの同伴できるような形で改修を進めようという事業でした。

県のほうと打合せをした結果、どうしても企業体、村とあともう一つ、ロックハート城もちょっとお願いをして絡むような形になります。その中で例えば、その最初の当初については工事関係で取っておったんですが、県のほうとしては村とあとは事業者の負担金、通帳を今度新たにつくって、その中で負担金で支出をしてくださいということですので、今回組替えの予算を組みました。その関係になります。

以上になります。

○議長（山口英司君） 8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） コテージの改良ということで取ればいいかななんて思うんです、現代に合わせたペット同伴ということですね。ぜひ需要があれば改良しながらやっぱり進めていくというのが道理だと思いますので、今後ともそういう改良はぜひ加えていただきながら

進めていただければと思います。

以上です。

○議長（山口英司君） ほかに質疑はありませんか。

3番、唐澤議員。

○3番（唐澤徳治君） ページでいきますと17ページ、14款14節、畜産振興使用料ですかね。

令和5年度が686万9,350円、4年度と比べて340万がらまり落ちているんですけども、ちょっとこの説明を農林課長、お願いします。

○議長（山口英司君） 平形農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 唐澤議員からのご質問にお答えします。

議案調査の中でもご説明させていただきましたが、令和5年度当初予算では牛の放牧をやめて羊の放牧に切り替えて行う予定で予算を組み、和牛を預かっておりました畜主の方には令和4年度末をもって和牛の預かりを終了する旨を事前に説明し、その後、令和4年6月30日付で公文書により畜主の方に通知をさせていただきましたが、羊の放牧には諸問題があり、なかなか羊の放牧が始まらないため、和牛の放牧を引き続き行うようにしたため、令和5年度の延べ放牧実績が1万5,161頭で、前年度に比べ8,265頭の減となりました。

説明については以上となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 3番、唐澤議員。

○3番（唐澤徳治君） 令和4年度から見ると大分落ちていまして、これに対しての現在、羊の問題が発生してから約3年、4年余りたちますけれども、こういった中で売上げが落ちて、また回復の方向性とかそういうのはあるんですかね。そこんところちょっと聞かせてもらえたらと思ひまして。対策とか、今後の。

○議長（山口英司君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時28分

○議長（山口英司君） 再開します。

3番、唐澤議員。

○3番（唐澤徳治君） 続けてよろしいんですか。じゃ、先ほどの質疑のちょっと取消しお願

いします。

○議長（山口英司君） 質疑取消しでよろしいんですね。

○3番（唐澤徳治君） はい。

○議長（山口英司君） 先ほどの質疑は取消しいたします。

続いて、50号の補正予算、質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君） 次に、議案第51号から第53号までの3議案について一括して質疑を行います。

なお、質疑の際には会計名、ページ及び事業名称など質疑箇所を明示してからお願いします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第50号から議案第53号までの4議案について一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案ごとに採決を行います。

最初に、議案第50号 令和6年度高山村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 令和6年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 令和6年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 令和6年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第10、認定第1号 令和5年度高山村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第17、認定第8号 令和5年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8議案を一括議題とします。

本件は、9月4日に一括上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に、認定第1号について質疑を行います。

質疑は歳出から款を分けて行います。

なお、質疑の際にはページ及び事業名称など質疑箇所を明示してからお願いします。

タブレットのほう、あれですか、皆さんよろしいですか。

準備に手間取っていますので、もうしばらくお待ちください。

それでは、1款及び2款について質疑を行います。

6番、後藤議員。

○6番（後藤明宏君） 成果説明書13ページ、2款1項1目職員メンタルヘルス対策事業についてお伺いいたします。

職員102名のストレスチェックを行った結果、ストレスを抱えている職員のその後のケアはどのように行い、原因もあると思いますが、対策はどのように行っているのでしょうか。

○議長（山口英司君） 後藤総務課長。

○総務課長（後藤 好君） 職員メンタルヘルス対策事業についてお答えを申し上げます。

ストレスチェックは令和4年度から開始をいたしました。週の労働時間が20時間を超える者が対象となりますが、調査票の提出は任意となっております。令和5年度は102人中99人が提出をいたしました。ストレスチェックの分析結果は個人と所属別の2種類が作成をされ、個人結果は個人及び産業医へ、所属別結果は事業所と産業医へそれぞれ通知をされることとなっております。したがって、事業所では個人の結果は知り得ない仕組みとなっております。個人の結果に大きな問題があると産業医が判断した場合には、事業所へ指導、助言をいただくこととなっております。

また、高ストレスと判定された者は希望すれば専門医の面接診療を受けることができます。この場合には面談診療の結果が事業所へ通知されるとともに、必要において措置が必要かどうか記載をされることとなっております。ちなみに令和4年度は1人が面接を受けましたが、医師からの面接における事後措置に係る意見書では本人への措置は不要、環境改善も必要なしとされておりました。

また、集団分析は課ごとにできればいいのですが、個人の特定を防ぐため、10人以上の集団でなければ分析はされません。令和5年度までは高山村役場、保健みらい課、教育委員会、こども園、保育所、この5集団として、ストレスチェックを行いました。令和5年度の集団分析結果では9名の高ストレス者がいるという通知を受けているところでございます。昨年と比較すると4名増えていることとなりますけれども、令和5年度面談希望者はありませんでした。

集団分析結果にはストレスの原因と考えられる要因、それからストレスによって起こる心身の反応、ストレスに影響を及ぼす因子など、それぞれ傾向と対策としたアドバイスも記載をされております。この結果を産業医、衛生管理者などから構成される衛生委員会で協議、検討していただきまして、必要がある場合には労働環境の整備について意見をいただくこととなっております。また、個人としてもストレスチェックを参考として自身のメンタルヘルスケアに役立てることにより、幾分なりともストレスの解消につながるのではないかとこのふうには考えてございます。

現段階では特段の対策は行っておりませんが、群馬県市町村共済組合でもメンタルヘルスの相談窓口を開設しております。ストレスに不安を抱えている方は相談するよう、さらなる周知を図ってまいりたいというふうに思います。何分始まったばかりの事業でございますので、この結果を活用した就業環境の改善方法などは模索している段階ではございます。

けれども、少しでも働きやすい活力のある職場としていければと考えております。

以上です。

○議長（山口英司君） 6番、後藤議員。

○6番（後藤明宏君） 現代社会においてはストレスを抱えている方がすごく多くなっている、その中でストレスを抱えている方に対してのその後のケアというのはすごく必要かなと思いますので、またその辺は今後よろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 決算書の69ページ、成果説明書の31ページ、2款1項5目の移住支援金について質問をいたします。

東京圏からの地方移住を促進するために移住者に対して経済的支援を行う、令和5年度は1世帯で250万円の支援が出ております。東京圏から移住者がこの補助金をもらって高山に新築工事を行った場合でも住宅取得資金が補助金を使えるのか答弁をお願いいたします。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

平形議員のご質問にお答えをいたします。

令和5年度におきまして、移住支援金250万円、1件、1世帯支給をしております。その関係なんです、移住支援金事業の制度なんです、基本的には東京23区内等からの移住者に対しての支援となります。それと質問の中で、定住促進住宅取得の補助金という形で併用ができるかどうかということだったんですが、こちらについては今年度から新しい事業になります。実際、定住促進の住宅取得補助金については村内に定住するための補助金になります。新築住宅、また中古住宅の取得の補助金なり、実際その住宅の補助金と先ほど聞かれた移住支援金については併用については可能でございます。

限度額については移住支援金事業なんです、夫婦で100万円となります。18歳未満のお子さんについて1人当たり30万円の加算ができる制度になっております。定住促進の取得の補助金については新築、中古住宅取得に対して200万円が限度額になりまして、中学生以下のお子さん1人当たり30万円が加算される、最大で260万円の支援が受けられる制度になっております。これを活用すれば、先ほどの250万円と260万円、510万円の支援が受けられるということになりますので、大変便利な制度になりますので今後ともこの制度については継続していければと思っています。

以上になります。

○議長（山口英司君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 今、振興課長のほうから説明をいただきました。

住宅取得補助金が使えれば、東京圏から移住し新築を行った場合、最高限度額になりますけれども、今、課長が言ったように510万になります。これだけの事業の補助金を使えるのであれば、こんなインパクトの強い事業はないと思います。ぜひとも全面的にこの最高限度額の金額を前に出してアピールしたほうがいいと思いますけれども、課長、どう思いますか。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） ありがとうございます。

広報等、ホームページでも周知はしておるんですが、また移住者に対してもそういう制度があるということでお伝えをしております。またホームページ、先ほど申し上げたLINEの関係も今年度から補正が通れば開設になるんですが、その中でも十分周知をしていければと思います。あと議員の皆さんももし何か、住民の方、あとは村外の方に聞かれば、そういう部分で宣伝をしていただければありがたいと思います。

以上になります。

○議長（山口英司君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） そうすれば振興課長あれですね。

高山村に移住すれば500万以上の補助金がもらえるというんで、太字でばちって出してPRしましょう。お願いします。

終わります。

○議長（山口英司君） 6番、後藤議員。

○6番（後藤明宏君） 成果説明書20ページ、2款1項4目駅周辺駐車場管理事業について伺いたいします。

上毛高原駅5区画、渋川駅2区画、コロナ禍5類以後の利用状況はどのように変わりましたでしょうか。伺いたいします。

○議長（山口英司君） 後藤総務課長。

○総務課長（後藤 好君） お答えします。

まず上毛高原駅の駐車場ですけれども、コロナウイルス感染症が5類となりました決算年度であります令和5年度の利用実績、こちらが1,197件ということでございます。稼働率にいたしますと65.6%ということでした。コロナ禍であった令和4年度は916件、コロナ禍以前の平成30年度は1,358件ということでした。

次に渋川駅の駐車場ですが、令和5年度の利用実績は343件、稼働率にいたしまして47.0%の稼働率でございます。同じく令和4年度は153件、平成30年度は379件ということでした。

いずれの駐車場もコロナ以前の利用水準におおむね戻っているのかなというふうに思われます。

以上です。

○議長（山口英司君） 6番、後藤議員。

○6番（後藤明宏君） ありがとうございます。

コロナ禍以後、徐々に戻りつつあるということで、大変よい傾向だと思います。また今後増えるようでしたら区画も増やしていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 3番、唐澤議員。

○3番（唐澤徳治君） それでは、先ほどすみませんでした。

仕切り直して17ページ、14款14節決算書の、すみません、今の取り消します。

○議長（山口英司君） ほかに質疑ありませんか。

では、ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（山口英司君） 再開します。

1款、2款、質疑の途中からです。お願いします。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君） では次に、3款及び4款について質疑を行います。

7番、佐藤議員。

○7番（佐藤晴夫君） 決算書の127ページ、成果説明書の121ページ、4款1項5目でございますけれども、この中で脱炭素まちづくり事業がございます。この事業費の中で旅費で大学通学旅費、11の役務費で公民連携専攻博士課程入学検定料、18節で負担金及び補助金で公民連携専攻博士課程学費負担金、入学負担金ですか、こういった予算が取っておりますが、

中身を見ると東洋大学の大学院へ通って勉強しているのは職員なのか、またはこの専攻博士課程を学んでどのような事業に使うのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

東洋大学に通っている職員なのですが、地域振興課の職員になります。令和5年9月から令和7年の9月までの2年間の社会人枠での入学となります。勤務終了後、あとは土曜日とかで授業出席をしています。実際土曜日は半分ぐらい、文京区の白山にありますか、大学に通ったり、あとは1週間に二、三日、ある程度勤務が終わった後に夜に授業になります。

実際の中身なのですが、専攻修士課程ということで公民連携の専攻になります。村のほうで今、脱炭素を含めた、あと道の駅の中でも事業進んでいますが、その中で自治体と民間での共同の事業の展開の事業内容となっています。全国でのPPPの事業の取組内容を検証したり、各地域性を生かした事業展開での取組、そして今後の地域活性化に向けての取組に向けて今、その専攻課程で学んでいる部分になります。村で取組の事例としては脱炭素、あと道の駅周辺の事業の関係で、民間があくまで入ってくるような形でどうやったら参入してくれるかということで勉強しているような形になります。

以上になります。

○議長（山口英司君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤晴夫君） 答弁ありがとうございました。

そうすれば、これからの官民連携に対するいろいろな事業に対してこの通っている職員がいろいろのアドバイスなり、いろいろの事業振興を進めていくような形でこれからの事業が進んでいるのでしょうか。その辺をよろしくお願いします。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 佐藤議員のおっしゃったとおりかと思えます。

ただ専門的な分野になると、例えばその官民連携の事業の中でも専門的な分野になれば、ただ積算とかそういう形になればまた違う業者が入らないとできない部分もありますが、基本的には官民連携事業についてはそういった形で検討していければと思っています。

○議長（山口英司君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤晴夫君） そうすれば、これからはそういったところについては委託事業等はしなくても、その難しい問題については委託事業は出るけれども、その職員が該当で対応でき

るというような解釈でよろしいでしょうか。

以上ですけれども、よろしく申し上げます。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 基本的には官民連携事業の仕組みの関係については多分勉強はできると思うんですが、ただ専門的な分野になってくるとなかなか、建築、例えば土木関係についても、例えば知識がある部分もあるんですがない部分もありますので、それについてまた委託をする場合もありますけれども、基本的にはそういう流れが分かっているという形なんですかね、その事業展開の流れが分かっていますので、その辺については委託については多分その担当で分かるような形になるかと思えます。

ただ、事業展開をしていくとどんどん新しいものにありますので、それについては新しいもの、例えば分からない分野についてはその専門的な知識を得た業者さんとか委託契約をする場合もありますので、それについては今の現在ではそういう状況になっています。

以上です。

○議長（山口英司君） 3款、4款、ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○議長（山口英司君） では次に、6款及び7款について質疑を行います。

6番、後藤議員。

ページを言っていたら、しばらく間を空けていただけますか。

○6番（後藤明宏君） 成果説明書の136ページ、決算書が137ですね、6款1項3目中山間地域等直接支払交付金について伺います。

この交付金事業の内容の取組と説明をお願いいたします。

○議長（山口英司君） 平形農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 後藤明宏議員からのご質問にお答えいたします。

この中山間地域等直接支払交付金事業は農業生産活動等を継続するための活動や体制整備のための前向きな活動などを行う協定に対し、交付単価の10割を交付する事業となっております。

原・本宿地区では平成18年度からこの集落協定を締結しており、今年で19年目となり、現在の受益者数は104名、受益面積32万4,722平米に対する交付金281万1,842円を昨年度交付しております。補助率は国2分の1、県4分の1、村4分の1となっております。

事業活動としては原・本宿地区において、土地改良事業により整備された農地のうち、協

定を結んでいる区域の農地のり面の除草作業を軽減するための畦畔保護植物の植付けを行ったり、用水路の補修や泥上げなど、春先田んぼが始まる前に作業を毎年実施しております。

説明は以上となりますが、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（山口英司君） 6番、後藤議員。

○6番（後藤明宏君） 現在、農業者の高齢化とともに、田んぼ、畑、かなり荒れてきているところが目立ってきています。ですから、こういう事業で集落協定を結んで共同で作業をするということはすごく景観を維持するに対しても有効な事業だと思います。こういう事業を各集落で進めていただければ、ほんとにありがたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（山口英司君） 8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） そうしましたら、成果説明書131ページ、6款1項3目で新規作物の導入の項目がございまして、今年新規作物で導入になった作付の品物の内容をちょっとお知らせ願えればと思います。

内容的に分からなければ、後でも結構です。

新規作物2件ということで104万ですか、108万です、の購入金額ということでございすんで。後でも結構ですよ。

○議長（山口英司君） 平形農林課長。

○農林課長（平形英俊君） そうしましたら、再度内容を確認させていただいて答弁させていただきます。

○8番（後藤 肇君） はい、よろしくお願いたします。

○議長（山口英司君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤晴夫君） 決算書137ページ、成果説明書135ページ、6款1項3目農業経営力向上事業について、お伺いたします。

この事業で18節で認定農業者、新規就農者等に補助金をもらっておりますが、補助制度や年齢制限等があるのでしょうか。制度の内容をお聞かせください。

○議長（山口英司君） 平形農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 佐藤議員からのご質問にお答えいたします。

この農業経営力向上事業は県単補助事業で、趣旨は設備投資の負担を軽減することにより群馬県の農業を牽引していく農業経営体の経営力向上、新規就農者の早期経営安定を図るとともに、スマート農業や有機栽培等の環境保全型農業などの将来を見据えた取組を推進することとなっております。そして、この事業の補助対象者は認定農業者及び認定新規就農者が

対象で、年齢制限等はありません。

そして、補助事業の限度額についてですが、補助内容メニューが5つあり、1つ目が新規就農者支援として認定新規就農者の就農初期の経営安定に必要な機械施設の導入を支援するため、補助率は事業費の50%以内、上限200万円となります。2つ目が環境保全型農業支援として有機農業、環境保全型農業の経営向上に必要な機械施設の導入を支援するため、補助率は事業費の30%以内、上限200万円となります。3つ目がスマート農業支援としてロボット技術やIoT、こちらがインターネットオブシングスといいまして、これは従来インターネットに接続されていなかった様々なものということでセンサー機器、駆動装置、建物、車、家電製品、電子機器などを活用した省力化やデータ駆動型農業に必要な機械施設の導入を支援するため、補助率は先ほどと同様で事業費の30%以内、上限200万円となります。4つ目が担い手支援として認定農業者等の経営向上に必要な機械施設の導入を支援するため、補助率は先ほどと同様で事業費の30%以内、上限200万円となります。5つ目が環境負荷軽減支援として排出ガス等の軽減、廃ビニール発生量の軽減等につなげる機械施設の導入を支援するため、補助率は先ほどと同様で事業費の30%以内、上限200万円となります。

補助メニューは以上となりますが、もしこの補助事業で県採択となった場合には村補助金分として20%を上乗せして交付しております。

説明は以上となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤晴夫君） 説明ありがとうございました。

現実的には農業者が減少傾向にある中、これから頑張ろうという農業者にとってはこの補助事業はとても有意義な事業だと思います。設備投資は欠かせない農業支援するためにもよい事業ですので、今後とも事業者が増えるようPRをよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（山口英司君） 6番、後藤議員。

○6番（後藤明宏君） 成果説明書160ページ、決算書が155ページですね。

7款1項11目道の駅イルミネーション事業についてお伺いします。

冬季の集客を図る目的で毎年500万円余りの予算が計上してありますが、現状、振興公社において集客にどのように効果があったのか検証を行っているかお伺いいたします。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 後藤議員のご質問にお答えをいたします。

イルミネーション事業なんですけど、平成30年度から始めた事業になります。道の駅の入り込み客が減少する冬季ということで、イルミネーション事業を行って冬の観光資源であることをPR、イメージアップの試みで実施した事業になります。

平成29年度なんですけど、プラザの冬季期間の利用者については2万9,267人、実際イルミネーションは設置を11月の後半にするので12月から2月ぐらいまでですかね、それが29年度においては2万9,267人でした。事業を開始した平成30年度の冬季期間なんですけど、3万1,658人、令和元年度については3万2,650人と、利用客は自然増もあるんですけど、多少増加していますので、効果は出ているのかなという部分は感じています。

実際、令和2年度から令和4年度においては、コロナ禍もあってふれあいプラザの利用客自体も冬期間だけでその3年間でもう1万人以上は減少しています。実際、5年度から5類になって、多少は今振興公社のほうについても回復しつつはあるんですけど、なかなか戻らないのが状況だと思います。

今後、振興公社と連携しながら事業検証をしながら、その事業の見直し、もしくは検討していければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山口英司君） 6番、後藤議員。

○6番（後藤明宏君） 先ほど振興課長が言われましたように、今後また検討して、ふれあいプラザ、道の駅に関して集客を求めるために有意義な資金の活用をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山口英司君） 平形農林課長。

○農林課長（平形英俊君） すみません、先ほどの後藤議員からのご質問についてお答えさせていただきます。

新規作物導入事業ということで2件ほど昨年度支出をしておるんですけど、1つが村ヘーゼルナッツ研究会に対するヘーゼルナッツ苗の購入補助ということで、こちらが89万1,000円を補助しております。2つ目になりますが、こちらが原の星野宏高さんによります新規作物導入支援という、こちらが2年目になりますが、昨年度その野菜脱水機導入補助ということで機械の補助をしており、こちらが16万円ほど支出をしております。この2件となります。

○議長（山口英司君） 8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） すみません、わざわざ途中で入れていただきまして。

私の質問も悪かったような気がしますから、ちょっとあれかなと思います。農業振興補助金ということで申し上げればもっと早く分かったのかななんて思うんですけども、その辺

が足らなかったためにちょっと課長の答弁も遅れてしまって申し訳ございませんでした。

新規作物というのは高山に合ったものを入れて、それを皆さんで多くPRしながら続けていくということがやっぱり重要かなと思うんで、ぜひこれが土地に合う合わないは何年か作ってみないと分からない部分はあるかもしれないんですけども、ぜひ農林課のほうでもこの作物にはちょっと力を入れてみんなでやろうやというような声かけをぜひしていただいて、耕作者からこれがいいんじゃない、あれがいいんじゃないという中で、やはり品目をある程度絞っていただいて、何年か5年間以内にはそういうものを作っていこうとか、そういう体制作りも私必要じゃないかなという気はするんですね。ぜひその辺を検討していただいて進めていただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（山口英司君） 6款、7款、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君） では次に、8款及び9款について質疑を行います。

8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） 成果説明書172ページの橋りょう長寿命化事業で、項目の中に向井判形線ということで向井橋の橋梁を補修していただいて、これ大変きれいになってよかったかななんて思うんでほんとにありがとうございました。

ただ1点だけ通ってみて分かるところが、通るところの平面というんですかね、道路が予算がなかったからやらなかったのかも分からないんですけども、ちょっとコンクリを流した程度で終わっちゃっているんですね。できればその辺多少プラスになっても、周りをさびだらけのガードレールとかそういう物を新品に交換していただいたわけですから、その舗装面もぜひ、後でというとなかなかやはり手が加わらないかなと思うんで一緒にできればよかったんですけども、できなかった理由と今後の対策についてちょっと一言お願いできればと思います。

○議長（山口英司君） 割田建設課長。

○建設課長（割田信一君） 後藤議員のご指摘に答弁いたします。

向井の橋の工事なんですけれども、そもそも2か年で計画しておりまして、昨年度実施した工事がこの成果説明書に記載されてあるとおりでございます。

今年度につきましては、橋面補修、橋の面と伸縮装置の取付けということで既にもう発注をしております、今年度中には工事が舗装も含めて終了する予定となっております。

1か年では終了できない工事でしたので、それを2か年に分けて施工したということでございます。

以上です。

○8番（後藤 肇君） 分かりました。ぜひ、よろしく願いいたします。

近所の方にもそういう話はしておきますので、よろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 8款、9款、ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（山口英司君） では次に、10款について質疑を行います。

9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 決算書187ページ、成果説明書200ページをお願いいたします。

10款2項1目小学校施設管理事業について質問をいたします。

その中の過疎対策事業債210万円、またこのページではありませんけれども、中学生海外派遣事業1,590万などのいろいろな事業に過疎債の事業が出ております。

自分なりにどういうものかなと思って調べてみました。過疎債の償還期限は原則10年以内、うち据置き期間が3年以内、また特例債の償還期間は機構資金の場合30年以内、うち据置き期間が5年以内と出ております。

高山村が過疎地区に指定されてから過疎債の事業が多くなっておりますけれども、返済期間の予定を聞かせてください。お願いいたします。

○議長（山口英司君） 飯塚教育課長。

○教育課長（飯塚優一郎君） 平形議員からのご質問にお答えさせていただきます。

今回教育費のほうで、小中学校及び給食センターのエアコンの設置工事とそれから中学生の海外派遣事業について、過疎債のほうを利用させていただいております。過疎債につきましては、村のほうでつくりました過疎地域持続的発展計画ですか、計画のほうで策定してありますものについて、過疎債のほうを利用して起債を起こして利用しております。

今回利用しているのが財政融資資金というほうの固定金利方式という形になりますので、償還期間は12年になります。12年のうち3年間は据置き期間ということになりますので、実質は9年間にわたって借りたお金を返すことになります。

こちらの起債のほうを使用した理由なんですけれども、過疎債については充当率が100%で元利償還金を返すときに国のほうから交付税が交付されるということになります。この交付税の金額が元利償還金の70%が予定できるということで、大分有利な事業となります。こ

ちらのほうを利用して、過疎債の計画に基づいていろんな事業を実施しているという状況になります。

以上です。

○議長（山口英司君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 今、村全体で過疎債を使っているわけでございますけれども、教育課長に代表で答弁をしていただきましてありがとうございます。

やはり過疎債というと、何となく国から銭がうんと入ってくるんだ、特別交付税で入ってくるんだという軽い気持ちでちょっと考えているようなところがあるんで、債というのは借金ですので、慎重によりしくお願いいたします。

終わります。

○議長（山口英司君） 10款についてほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（山口英司君） では次に、12款から14款及び歳入について質疑を行います。

3番、唐澤議員。

○3番（唐澤徳治君） 毎回失礼しました。

決算書17ページですか、14款14節畜産振興使用料、令和5年度686万9,350円。4年度と比べまして340万がらまり落ちているんですけれども、その原因と、それとまた今後の対策についてお伺いします。

○議長（山口英司君） 平形農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 唐澤議員からのご質問にお答えいたします。

議案調査の中でもご説明させていただきましたが、令和5年度当初予算では牛の放牧をやめて羊の放牧を切り替えて行う予定で予算を組み、和牛を預かっておりました畜主の方には令和4年度末をもって和牛の預かりを終了する旨を事前に説明させていただき、その後令和4年6月30日付で公文書により畜主の方に通知をさせていただきましたが、羊の放牧には諸問題がありなかなか羊の放牧が始まらないため和牛の放牧を引き続き行うようにしたため、令和5年度の延べ放牧実績が1万5,161頭で、前年度に比べ8,265頭の減となりました。

今現在は羊の放牧はまだ始まっていないのですが、和牛の放牧につきましては、以前のように預かっており、今年度については昨年度に比べ放牧実績が上がる見込みだと考えております。

説明については以上となりますが、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（山口英司君） 3番、唐澤議員。

○3番（唐澤徳治君） ありがとうございます。

今後の対策なんですけれども、売上げが落ちていますけれども、前年1,000万がらまりまで売上げしていましたけれども、なかなか黒字経営に持っていける事業というのは少ないんですけれども、今後の対策についてのことをお伺いします。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 当初、鈴木幹繁さんが管理をしておりましたけれども、二度の脳梗塞の現状が現れまして、これは大きな事故につながってはいけないということで、前もって牛の放牧はやめというふうに畜主のほうへ連絡をいたしました。

その当時は幹繁さんのように管理をしてくれる人がなかなかなくて、1年以上も見つけていたんですけれども、結局見つからなかったわけです。そんな中、ちょうど羊の放牧をという話がございまして、羊の放牧については県からクレームがつかまして、放射能を羊が吸収するというので、なかなかその放牧というには程遠い内容で推移してきました。

そんな中また牛の放牧ということで、そのときにはまた時間の経過とともに牧夫さんが本多さんという方が見つかって、本多さんが牛にも放牧をさせてくれということで現在に至っておりますけれども、これから話合いが必要かと思っておりますけれども、きちんとした放牧牛の管理ができれば話合いの余地があるかなというふうに思っております。羊についてはこのところずっと足踏み状態で進展がないということでもありますから、この塚田さんのほうにも撤退したいような様子が見られるんですよ。だが、向こうから話が来たもんでなかなか向こうから言い出せないでいるということです。

高山にとっても、新しい畜産の形態ができるのかなという期待が、ちょっと二の足を踏んでいるところもあります。これはいつ解決するのか分かりませんから、内部で話し合っよりよい方法を見つけていかなければいけないと思っております。

以上です。

○議長（山口英司君） 3番、唐澤議員。

○3番（唐澤徳治君） 前から聞いていた話で、牧夫の話は前から聞いているんですけれども、いずれにしても牧場の景観の維持、また現在、黒字できている事業というのはなかなか少ないものであります。そういった中でやっぱり頭数を増やしてやるというのは経費削減にもなります。利益率もやっぱり上がりますんで、前のように戻して、その中でどうしてもやるん

であれば、複合的に考えて両立できるような体制で考えていただければいいのかなと思われ
ますけれども、今後よろしくをお願いします。

○議長（山口英司君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君） では次に、認定第2号から認定第8号までの7議案について一括して
質疑を行います。

なお、質疑の際には会計名、ページ及び事業名称など質疑箇所を明示してからお願いをい
たします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから認定第1号から認定第8号までの8議案について一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案ごとに採決を行います。

最初に、認定第1号 令和5年度高山村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和5年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを
採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和5年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和5年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和5年度高山村土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和5年度高山村農業用水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、認定第7号 令和5年度高山村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次に、認定第8号 令和5年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

○議長（山口英司君） 日程第18、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書についてを議題とします。

お諮りします。申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

◎議員派遣について

○議長（山口英司君） 日程第19、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙、議員派遣についてのとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、別紙、議員派遣についてのとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（山口英司君） これで、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

会期14日間にわたり慎重審議大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和6年第3回高山村議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時42分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員